

無人航空機の講習団体及び管理団体の航空局HP掲載について

1. 概要

航空局では、無人航空機の操縦者への講習会の受講を促し操縦技能の底上げを図るため、一定の要件を満たす無人航空機の技能講習を行う民間団体等を航空局HPに掲載し、当該団体の講習修了者は、飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略できる仕組みを、平成29年4月から開始しました。

航空局HP掲載の希望がある講習団体等におかれましては、以下の流れに沿って手続きを行って頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、操縦者が当該団体等の講習を受けるかどうかはあくまで任意であり、講習を受講しない者でも、従来どおり飛行許可・承認の手続は可能です。

2. 手続の流れ

- ① 「[航空局ホームページに掲載する無人航空機の操縦者に対する技能認証等を実施する団体等の確認手続について\(平成29年3月31日 国空航第11617号\)](#)」を確認し、規定されている要件を満たしていることを確認する。
- ② 要件を満たしている場合は、所定の願出書、マニュアル及びその他の要件を満たすことが確認出来る資料について、下記の宛先に電子メールで送付する。（押印省略の観点から、資料の郵送は不要としております）
- ③ 航空局の担当官にて資料等を確認後、電話・メール等により、詳細内容の確認や、追加資料の送付依頼を行い、全ての掲載要件を満たすことを確認します。
（必要に応じて、現地に赴いて確認する場合があります）
- ④ 掲載要件を満たしていることが確認できた団体には、その旨担当官から連絡を行い、毎月1日付、航空局HPに団体名称・連絡先等について掲載します。

(宛先)

国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室

メールアドレス：hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

電話番号：03-5253-8111（内線：48687、48688）